

前 金	部 分 払
有	—

平 成 2 7 年 度

工 務 第 2 8 号

## 老朽管更新事業実施設計業務委託(その2)設計書

委託仕様は特記以外は三重県業務委託共通仕様書  
及び監督員の指示による。

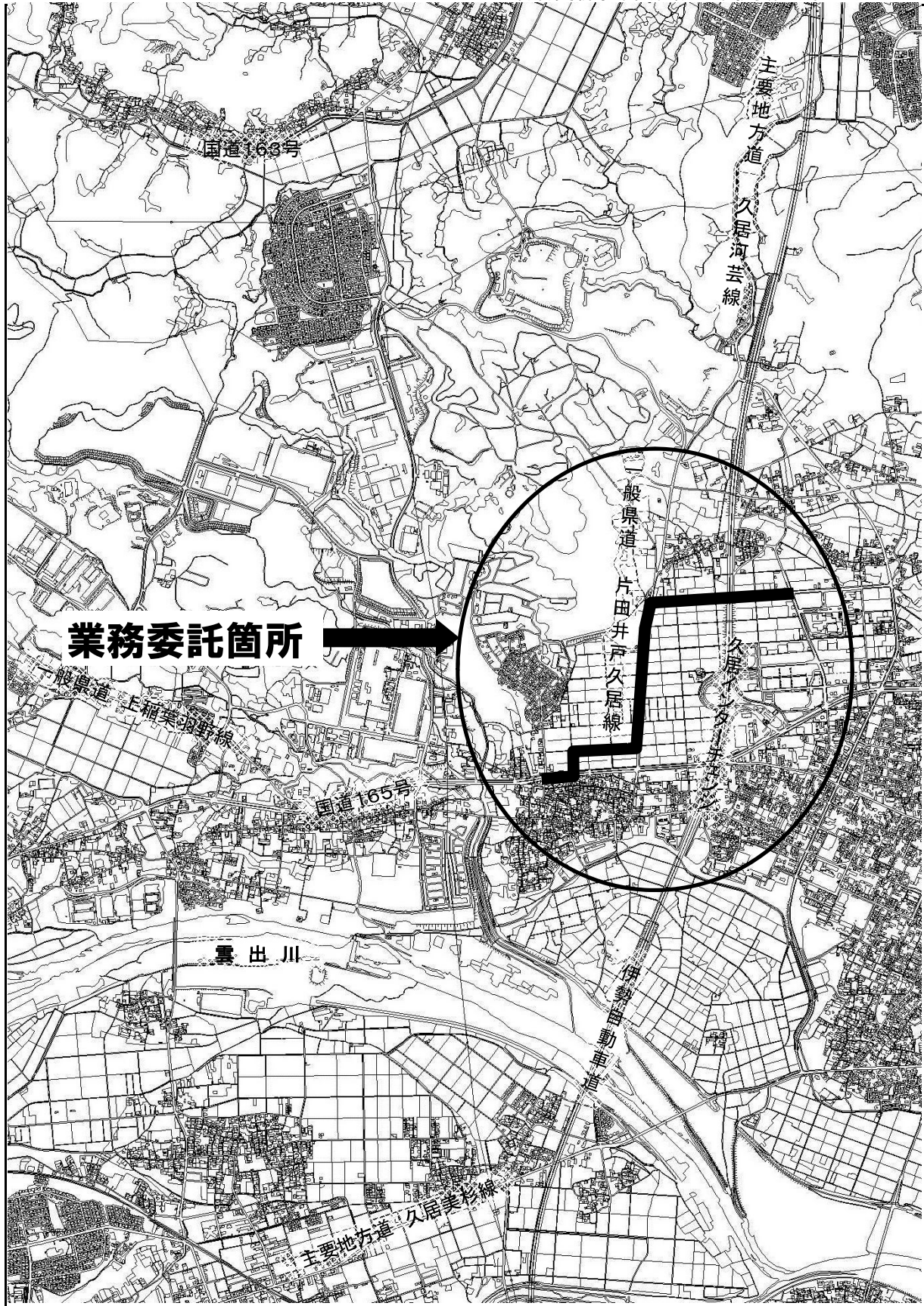
津市水道局

工 務 課

平成27年度		工務 第28号		業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市 戸木町及びび久居明神町 地内			次 長	
				担当参事	
委託名	老朽管更新事業実施設計業務委託(その2)			課 長	
				検 算 者	
設計額	(うち消費税等相当額 ¥ )			調整担当主幹	
				担当主幹	
履行期限	平成28年 2月29日限り			担当副主幹	
				設 計 者	
支出科目	款	資本的支出			
	項	建設改良費			
	目	建設改良費			
業 務 委 託 の 大 要					
1 配水管詳細設計 大口径・開削 L= 1920.0 m					
2 配水管詳細設計 小口径・開削 L= 80.0 m					

# 位置図

平成27年度 工務第28号  
老朽管更新事業実施設計業務委託(その2)



設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量業務								
応用測量				式	1			
路線測量				式	1			第 0001 号 明細表
地形測量				式	1			
現地測量				式	1			第 0002 号 明細表
安全費(率計上額)				式	1			
直接測量費計				式	1			
諸経費				式	1			
測量・調査計画業務価格				式	1			
水道設計業務								
配水管設計				式	1			
開削工法設計				式	1			第 0003 号 明細表
成果品作成費				式	1			
直接原価				式	1			

設 計 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
その他原価				式				
					1			
業務原価				式				
					1			
一般管理費等				式				
					1			
水道設計業務価格				式				
					1			
合計業務価格				式				
					1			
消費税相当額				式				
					1			
業務委託料				式				
					1			

第 0001 号 明細表 路線測量					1 式 (上段 : 前回 下段 : 今回)	
名称 規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
作業計画 (路線測量)	業務				第0001号施工単価表	
		1				
現地踏査 (路線測量)	式				第0002号施工単価表	
		1				
I P 設置 (路線測量) 単曲線換算曲線数 10ヶ所以上	km				第0003号施工単価表	
		1.92				
中心線測量 (路線測量) 測点間隔 50m 曲線なし	km				第0004号施工単価表	
		1.92				
仮BM設置 (路線測量)	km				第0005号施工単価表	
		1.92				
縦断測量 (路線測量)	km				第0006号施工単価表	
		1.92				
横断測量 (路線測量) 測点間隔 50m 測量巾 30 m 曲線数 なし	km				第0007号施工単価表	
		1.92				
4 級基準点測量 伐採なし	点				第0008号施工単価表	
		37				
合 計						

第 0002 号 明細表 現地測量					1 式 (上段 : 前回 下段 : 今回)	
名称 規格	単位	数量	単 価	金 額	摘 要	
現地測量 (S=1/500) 作業量(面積) 0.058 k m2	業務				第0009号施工単価表	
		1				
合 計						

第 0003 号 明細表 開削工法設計

1 式

(上段 : 前 回 下段 : 今 回)

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
配水管設計開削工法大口径布設替詳細設計		業務				第0010号施工単価表
			1			
配水管設計開削工法小口径布設替詳細設計		業務				第0011号施工単価表
			1			
設計協議 (配水管設計)		業務				第0012号施工単価表
			1			
合 計						

## 作業計画（路線測量）

第0001号施工単価表

1 業務 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
合計	業務	1			
単位当り	業務	1	当り		

## 現地踏査（路線測量）

第0002号施工単価表

1 式 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人				
測量技師補	人				
機械経費	%				
材料費	%				
合計	式	1			
単位当り	式	1	当り		



I P 設置 (路線測量)

第0003号施工単価表

単曲線換算曲線数 10ヶ所以上

1 km 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	%				
材料費	%				
精度管理費	%				
合計	式	1			
単位当り	km	1	当り		

条 件 名 称

条 件 値

曲線数 (単曲線換算)

単曲線換算曲線数 10ヶ所以上

中心線測量（路線測量）

第0004号施工単価表

測点間隔 50m 曲線なし

1 km 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	%				
材料費	%				
精度管理費	%				
合計	式	1			
単位当り	km	1	当り		

条 件 名 称

条 件 値

曲線数（単曲線換算）

曲線なし

測点間隔

測点間隔 50m

仮BM設置（路線測量）

第0005号施工単価表

1 km 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	%				
材料費	%				
精度管理費	%				
合計	式	1			
単位当り	km	1	当り		

縦断測量（路線測量）

第0006号施工単価表

1 km 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	%				
材料費	%				
精度管理費	%				
合計	式	1			
単位当り	km	1	当り		

横断測量（路線測量）

第0007号施工単価表

測点間隔 50m 測量巾 30 m 曲線数なし

1 km 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	%				
材料費	%				
精度管理費	%				
合計	式	1			
単位当り	km	1	当り		

条 件 名 称

条 件 値

曲線数（単曲線換算）

曲線数なし

測点間隔

測点間隔 50m

横断測量巾実数値

測量巾 30 m

## 4級基準点測量

第0008号施工単価表

伐採なし

35 点 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	%				
通信運搬費等	%				
材料費	%				
精度管理費	%				
合計	式	1			
単位当り	点	1	当り		

4級基準点測量

第0008号施工単価表

伐採なし

35 点 当り

条 件 名 称

条 件 値

伐採有無

伐採なし

現地測量 (S=1/500)

第0009号施工単価表

作業量(面積) 0.058 km<sup>2</sup>

1 業務 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量技師	人				
測量技師補	人				
測量助手	人				
機械経費	%				
通信運搬費等	%				
材料費	%				
精度管理費	%				
合計	式	1			
単位当り	業務	1	当り		

条 件 名 称

条 件 値

縮尺

現地測量 (S=1/500)

作業量 (km<sup>2</sup>)

作業量(面積) 0.058 km<sup>2</sup>



配水管設計開削工法大口径布設替詳細設計

第0010号施工単価表

1 業務 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師長	人				
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合計	業務	1			
単位当り	業務	1	当り		

条 件 名 称

条 件 値

呼び径	400mm～700mm
管路延長	1800m～2000m未満
工事案件数	工事案件数 5 件
仮設配管	仮設配管を計上しない
布設替路線全延長 (m)	路線全延長 0 m
仮設配管を必要とする委託路線延長 (m)	仮設配管必要延長 0 m
現地調査計上	現地調査計上する
設計計画計上	設計計画計上する
各種計算計上	各種計算計上する
図面作成計上	図面作成計上する
数量計算計上	数量計算計上する
審査計上	審査計上する

配水管設計開削工法小口径布設替詳細設計

第0011号施工単価表

1 業務 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
技術員	人				
合計	業務	1			
単位当り	業務	1	当り		

条 件 名 称

条 件 値

呼び径	200mm
管路延長	300m未満
工事案件数	工事案件数 2 件
仮設配管	仮設配管を計上しない
布設替路線全延長 (m)	路線全延長 0 m
仮設配管を必要とする委託路線延長 (m)	仮設配管必要延長 0 m
現地調査計上	現地調査計上しない
設計計画計上	設計計画計上しない
各種計算計上	各種計算計上しない
図面作成計上	図面作成計上する
数量計算計上	数量計算計上する
審査計上	審査計上する

設計協議（配水管設計）

第0012号施工単価表

1 業務 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師	人				
技師（A）	人				
技師（B）	人				
合計	業務	1			
単位当り	業務	1	当り		

条 件 名 称

条 件 値

第1回打合せ

第1回打合せ有り

中間打合せ回数

中間打合せ回数 3 回

最終回打合せ

最終回打合せ有り

## 測量業務内訳

名 称	地域区分	開 削			合 計	単位
作業計画					1	業務
現地踏査	耕地・平地	1.920			1.920	km
IP設置	耕地・平地	1.920			1.920	km
中心線測量	耕地・平地	1.920			1.920	km
仮BM設置	耕地・平地	1.920			1.920	km
縦断測量	耕地・平地	1.920			1.920	km
横断測量	耕地・平地	1.920			1.920	km
4級基準点測量	耕地・平地	37			37	点
現地測量(1/500)	耕地・平地	0.0576			0.0576	km <sup>2</sup>

### 延長

開 削		1.920 km
-----	--	----------

$$\begin{array}{r}
 \text{現地測量(1/500)} \\
 \text{計}
 \end{array}
 \quad
 1.920 \quad \times \quad 0.030 \quad = \quad \frac{0.0576 \quad \text{km}^2}{0.0576 \quad \text{km}^2}$$

# 業務委託特記仕様書

委託名 平成27年度 工務第28号 老朽管更新事業実施設計業務委託(その2)  
委託場所 津市 戸木町及び久居明神町 地内

## 1 業務の目的

本業務は、津市水道局が実施する老朽管更新事業に係る実施設計業務を行うものである。

## 2 業務の内容

### 2-1 設計協議

初回打合せ 仕様書の内容確認(内容把握, 設計工程, 方針, 検討事項の内容等), 借用資料等の確認  
中間打合せ 業務作業中に発生する諸条件に関する確認  
最終打合せ 業務作業完了時における総括説明, 成果品納入, 検収立会い

### 2-2 現地調査

#### (1) 現地調査

計画路線の現地状況調査

#### (2) 資料収集・整理

計画路線の地質資料、関連機関(河川・道路の制約条件等)の情報等の収集・整理

### 2-3 測量(路線・現地)

- (1) 布設替する管路の設計に係る測量
- (2) 関係機関との協議資料作成に伴う測量

### 2-4 上水道管布設替工事の実実施設計

#### (1) 設計業務の内容

- ① 上水道管布設替工事(大口径、小口径)の詳細設計
- ② 現地調査
- ③ 施工計画
- ④ 関係機関との協議資料作成
- ⑤ 設計協議

本業務を進める各段階において、下記のとおり協議を行うものとする。

初回打合せ、中間打合せ3回、最終打合せ

## 3 審査

老朽管更新事業に係る上水道管布設替工事の実実施設計図書(実施設計図・各種検討書・各種構造計算書・各種数量計算書・各種仕様書等)について、総合的に津市水道局監督員の審査を受けて承諾を得た後に、所定の部数を納品する。

#### 4 納品項目

- |                     |                        |          |
|---------------------|------------------------|----------|
| (1) 報告書(検討書、構造計算書他) | A-4版 2部                | 電子データ 1部 |
| (2) 実施設計図面          | A-2版 1部                | 電子データ 1部 |
|                     | A-3版 1部                |          |
|                     | (A-2版はA-4用図面袋へ折り込みとする) |          |
| (3) 協議打合せ記録書        | A-4版 2部                | 電子データ 1部 |
| (4) 関係機関協議用図書       | A-4版 2部                | 電子データ 1部 |
| (5) 各種資料・原稿・原図 1式   | A-4版 1部                | 電子データ 1部 |

#### 5 その他

- (1) 本業務の実施に当り、本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の双方協議によるものとする。
- (2) 業務内容、成果品提出部数に著しい変動があった場合には、別途協議し、津市の監督員の指示に従うものとする。
- (3) 測量調査を新たに行う必要がある場合は別途協議を行い、津市の監督員の指示に従うものとする。
- (4) 法規による各種の指定等の解除、公共用地占用等のための申請並びに申請書作成及び開発行為諸手続等を新たに行う必要がある場合は別途計上する。

#### 6 カルテの作成・登録

受注金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実施情報サービスに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、また、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後15日以内に訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない。

#### 7 前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、津市水道局が必要と認めたときは、契約金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

# 詳細設計業務委託仕様書

## 第1章 総 則

### 1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

### 1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

### 1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

### 1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

### 1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請(占用許可等)に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

### 1.9 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、**発注者**の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者届 (ニ)照査技術者届 (ホ)職務分担表  
(ヘ)完了届 (ト)納品書 (チ)業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

### 1.10 管理技術者及び照査技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(3) 照査技術者は、業務の全般にわたり技術的照査を行わなければならない。なお、管理技術者と照査技術者との兼務は認めない。

(4) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

### 1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

### 1.12 成果品の審査

(1) 受注者は、業務完了後に**発注者**の成果品審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

### 1.13 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、**発注者**の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

#### 1.14 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

#### 1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、**発注者** 受注者協議の上、これを定める。

## 第2章 調 査

### 2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件(電柱、架空線等)については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

### 2.2 現地調査

配水管接続用配管等の施工位置付近を確認すると共に、既設埋設管や架空線等の現地状況を十分に把握しなければならない。

### 2.3 地下埋設物調査

設計対象区域について、橋梁、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

### 2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

## 第3章 設 計 一 般

### 3.1 打合わせ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と **発注者** は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

### 3.2 設計基準等

設計に当っては、**発注者** の指示する図書及び本仕様書第6章参考図書、準拠・準用図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について **発注者** と協議の上、定めるものとする。

### 3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

### 3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

### 3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画書の確認をしなければならない。

### 3.6 参考資料の貸与

**発注者** は、業務に必要な土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査等の資料を所定の手続きによって貸与する。

### 3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

### 3.8 その他

- (1) 業務期間中において発注者の都合により成果品の提出を求めることがあるため、受託者は常に成果図書の整理に努めること。
- (2) 本業務を進めるに当たって、重要と思われる基本事項について監督職員と十分に協議し、手戻りがないよう業務



を進めること。

- (3) 単なる作業ではなく、受託者自身が蓄積している技術能力を十分に活用して、委託業務を完成させること。また、既存資料を十分に把握し、本業務に反映させること。

#### 第4章 設計細則(詳細設計)

##### 4.1 設計計画

###### 送配水管設計

送配水管設計については、道路や河川等関連機関と協議し、道路橋近接部や既設管接続部等に対する施工時の制約条件を確認すると共に、この施工位置及び布設ルート等を設定する。

この送配管設計については、既設管接続部(伸縮可撓管の必要性)及び各工法の比較検討を行う。

###### 施設設計

施設設計については、地形及び地盤条件および、施工条件を確認すると共に、近隣住民に配慮した設計を行う。

###### その他

上記設計については、「津市白山町簡易水道統合整備基本計画策定業務」および、「津市水道事業 第2次変更認可」に基づいて、必要となる施設・設備の設計を行う。

##### 4.2 設計条件

荷重条件等設計施工上の基本的条件を確認し、各工種の本設計用に整理する。

##### 4.3 細部条件

詳細条件に必要な細部条件について技術的に検討し、適応条件との整合を図る。

##### 4.4 各種計算

設計計画の検討結果に基づき、応力計算及び各種計算を行って、各部材の仕様や形状寸法等を設定する。

##### 4.5 図面作成

設計計画、各種計算に基づき、配管工設計(一般部配水管布設工等)及び関連機関協議資料作成(道路等)及びその他関連図面等の詳細設計図を作成する。

##### 4.6 数量計算

設計計画、各種計算及び詳細設計図に基づき、配水管設計等の各工種毎に数量算出要領に準じて数量を作成する。

##### 4.7 実施設計書他作成

設計計画、各種計算、詳細設計図及び数量計算に基づき、配水管設計等の工事費積算書及び、特記仕様書を作成する。

##### 4.8 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物条件、施工方法、工程表等を集成するものとする。

#### 第5章 照 査

##### 5.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

##### 5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

##### 5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 設計条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性について
- (4) 計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書等をいう。)について
- (5) 計算書・積算書と設計図等の整合性について
- (6) 計算書・積算書の精査等について

## 第6章 参考図書

### 6.1 準拠・準用図書

本業務は、水道法、水道法施行令、水道法施行規則、建築基準法、電気事業法、消防法等の法令・規格に準拠することは勿論であるが、その他次の図書に準拠・準用するものとする。

- (1) 解説・河川管理施設等構造令 日本河川協会
- (2) 解説・工作物設置許可基準 国土開発技術研究センター
- (3) 水道施設設計指針・解析 日本水道協会
- (4) 水道施設耐震工法指針・解説 日本水道協会
- (5) 水道維持管理指針 日本水道協会
- (6) 道路橋示方書・同解説 V耐震設計編 日本道路協会
- (7) コンクリート標準示方書 設計編 土木学会
- (8) 杭基礎設計便覧 日本道路協会
- (9) 水管橋設計基準WSP007-99 日本水道鋼管協会
- (10) 水管橋設計基準(耐震設計編)WSP064-2007 日本水道鋼管協会
- (11) 道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 日本道路協会
- (12) 浄水技術ガイドライン 水道技術研究センター
- (13) 水道維持管理指針 日本水道協会
- (14) 水理公式集 土木学会
- (15) 建築工事共通仕様書及び標準図 公共建築協会
- (16) 機械設備工事共通仕様書及び標準図 公共建築協会
- (17) 電気設備工事共通仕様書及び標準図 公共建築協会
- (18) 日本工業規格 工業技術院
- (19) 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説 公共建築協会
- (20) 水道事業ガイドライン 日本水道協会
- (21) 水道施設機能診断の手引き 水道技術研究センター
- (22) 水道施設更新指針 日本水道協会
- (23) 修景設計関連図書
- (24) その他関連法令(厚生労働省指導通達等)・条例及び規格等  
「今後の水道の質的向上のための方策について」-平成2年11月  
「21世紀に向けた水道整備の長期目標(ふれっしゅ水道)」-平成3年6月

## 特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等共通仕様書（三重県）【平成22年7月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【平成24年7月制定】 <input type="checkbox"/> 自然に配慮した川づくりの手引き（案）（三重県県土整備部河川課） <span style="padding-left: 100px;">【 年 月制定】</span> <input type="checkbox"/> 砂防技術指針（案）（三重県県土整備部）【 年 月制定】 <input type="checkbox"/> 三重県景観計画【平成20年4月1日発行】 <input checked="" type="checkbox"/> その他（水道施設設計業務委託標準仕様書） <span style="padding-left: 40px;">（上記の適用図書について、改訂のあった項目については改訂後を適用する）</span>
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成24年7月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果品の提出部数は、 <input checked="" type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> 部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果品あり。 <span style="padding-left: 40px;">（ ）</span> <input type="checkbox"/> 検査用として成果品の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（計算書等）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input checked="" type="checkbox"/> その他（監督員との調整による）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 <span style="padding-left: 20px;">（<input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門（科目）上水道及び工業用水道）</span> <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者（ <input checked="" type="checkbox"/> 上水道及び工業用水道部門） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市  
平成25年4月

## 特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 2

明示項目	明示事項（条件及び内容）						
カ	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">照査技術者</td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。  <input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。                      （<span style="float: right;">）</span> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">照査技術者の要件</td> <td>                     照査技術者は、（<input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。   <input checked="" type="checkbox"/> 技術士                      （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門（科目）上水道及び工業用水道）  <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者）  <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者（<input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門（科目）上水道及び工業用水道）  <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者  <input type="checkbox"/> その他（<span style="float: right;">）</span> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">照査の実施</td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。  <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行）  <input type="checkbox"/> 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課）  <input type="checkbox"/> その他（<span style="float: right;">）</span> </td> </tr> </table>	照査技術者	<input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。 <input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ <span style="float: right;">）</span>	照査技術者の要件	照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。  <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門（科目）上水道及び工業用水道） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者（ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門（科目）上水道及び工業用水道） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ <span style="float: right;">）</span>	照査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） <input type="checkbox"/> 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課） <input type="checkbox"/> その他（ <span style="float: right;">）</span>
照査技術者	<input checked="" type="checkbox"/> 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。 <input type="checkbox"/> 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ <span style="float: right;">）</span>						
照査技術者の要件	照査技術者は、（ <input type="checkbox"/> 下記の者 <input checked="" type="checkbox"/> 下記のいずれかの者）とする。  <input checked="" type="checkbox"/> 技術士 （ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門（科目）上水道及び工業用水道） <input checked="" type="checkbox"/> 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） <input checked="" type="checkbox"/> R C C Mの資格保持者（ <input checked="" type="checkbox"/> 上下水道部門（科目）上水道及び工業用水道） <input type="checkbox"/> 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 <input type="checkbox"/> その他（ <span style="float: right;">）</span>						
照査の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 <input checked="" type="checkbox"/> 詳細設計照査要領（（社）中部建設協会発行） <input type="checkbox"/> 設計業務照査の手引書（三重県農林水産商工部農業基盤整備課） <input type="checkbox"/> その他（ <span style="float: right;">）</span>						
キ	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。						
ク	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （平成25年度工務第26号 老朽管更新事業基本設計業務委託 報告書 <span style="float: right;">）</span> （平成26年度工務第42号 老朽管更新事業実施設計業務委託（その3）報告書 <span style="float: right;">）</span>						

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市  
平成25年4月

## 特記仕様書（設計業務条件一覧表）

NO. 3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ケ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 別途協議による。
コ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。  <input type="checkbox"/> 検査課による設計協議第1回目及び完了確認後の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、現地確認を行う。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市  
平成25年4月

特記仕様書（測量業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用基準等	<input checked="" type="checkbox"/> 設計業務等委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 測量業務共通仕様書（三重県）【平成22年7月制定】 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共測量作業規程（作業規定の準則（平成20年国土交通省告示第413号）準用） <input type="checkbox"/> 用地測量及び用地調査等業務について、別途に定めがあるものは、それによる。 <input type="checkbox"/> 三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程準用） <input checked="" type="checkbox"/> その他（水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）【2010】） （上記の適用図書については、改訂のあった項目については改訂後を適用する。）
イ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後14日以内に測量作業計画書（作業内容、作業工程表、業務従事者の氏名及び資格使用機器等を明記する。）を監督員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督員に提出する。 <input type="checkbox"/> 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 本測量作業に使用する主要機器（トータルステーション、トランシット、レベル、光波測距儀等）については、第三者機関で検定を行いその証明書の写真の写しを測量作業計画書に添付すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 本測量作業において基準点測量を実施する場合の既地点は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 既設の基準点（1～4等三角点又は1～3級基準点） <input type="checkbox"/> 任意の基準点 <input type="checkbox"/> 他業務において設置されている基準点）とする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 作業完了後は、精度管理表を提出すること。ただし、監督員が必要ないと判断したもののについては除外する。 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【平成24年7月改訂】によるものとする。 <input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果品の提出部数は、（ <input checked="" type="checkbox"/> 2部 <input type="checkbox"/> 部）とする。 <input type="checkbox"/> 指示する期日までに提出する成果品あり。 （ ） <input type="checkbox"/> 検査用として成果品の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（ ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（ ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（監督員との調整による。）
オ 資料の貸与	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、次の資料とする。 （平成26年度工務第43号 老朽管更新事業測量業務委託（その3）報告書 ）
カ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は下記のとおりとする。 別途協議による。
キ その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 <input type="checkbox"/> 検査課による測量業務着手時打合せ及び完了確認後の立会を実施する。ただし、現地確認が必要な場合は、現地確認を行う。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

- (注)
- 1 上記委託業務、事項、条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
  - 2 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
  - 3 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市水道局  
平成25年4月

# 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

## 1 趣旨

この特記仕様書は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年津市訓第34号)において使用する用語の例による。

## 3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- (3) 受注者が本市と締結した契約等の履行に当たり、暴力団等による不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に通報しなければならない。

## 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められる場合、暴力団等と密接な関係を有していると認められるなどの場合は、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

## 5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

## 配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いいたします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

### 記

- (1) 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。